解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

奈良県吉野郡東吉野村大字中黒三三六番地
財団法人中黒区自治会
代表清算人　大丸　嘉彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

東京都世田谷区三宿二丁目二五番三
特定非営利活動法人公共政策総合研究所
代表清算人　福冨　健一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

長野県上伊那郡飯島町飯島二五三七番地
財団法人飯島町振興公社
代表清算人　高坂　宗昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十三年十一月一日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

三重県津市上浜町四丁目四五―二
医療法人江戸橋神経科内科クリニック
清算人　森　裕子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

京都府綾部市岡安町田中五番地の一
財団法人岡安永安会
代表清算人　四方　房夫

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

高知市鴨部一丁目二〇番五三号
財団法人鴨部わかば保育園
代表清算人　山本　昌澄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月九日

福岡県築上郡築上町大字小原九九七番地一
農事組合法人小原農事利用組合
清算人　田中　廣幸

公益信託金谷寿一税理士育成基金第十六期決算公告

一、事業概要

東京都内の専修学校に通う将来税理士など税務関係の分野の仕事を志す学生を五名採用し、年額三十六万円、合計百八十万円の育成金を給付した。

二、財産目録　平成二十三年九月三十日現在

資産合計	二一、八一二、三四四円
負債合計	〇円
正味信託財産	二一、八一二、三四四円

平成二十三年十二月九日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託金谷寿一税理士育成基金
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託グリーンプログラム21（みどり基金）第十八期決算公告

一、事業概要

審議の結果、今年度の助成金交付を見送ることとした。

二、財産目録　平成二十三年九月三十日現在

資産合計	三四、四三七、三五六円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、四三七、三五六円

平成二十三年十二月九日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託グリーンプログラム（みどり基金）
受託者　株式会社りそな銀行

公益信託八尾青少年育成いちょう基金第三十期決算公告

一、事業概要

八尾市内における人間性豊かな青少年の育成活動に従事する団体、個人に対して合計四、一二七、七〇〇円の助成金を給付した。

二、財産目録　平成二十三年九月三十日現在

資産合計	二〇、二三九、二四一円
負債合計	〇円
正味信託財産	二〇、二三九、二四一円

平成二十三年十二月九日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号
公益信託八尾青少年育成いちょう基金
受託者　株式会社りそな銀行

配当公告

埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎二丁目一一番六号

破産者　吉村　壽孝

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第六〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七九、九六七、六〇〇円

一、配当することのできる金額

金一三、三一〇、九一八円

平成二十三年十二月九日

名古屋市中区丸の内三丁目七番九号チサンマンション丸の内第二　二〇五号室
破産管財人　大山　泰生

配当公告

大阪市住之江区浜口西二丁目一二番九号

破産者　村角建設株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成十一年（フ）第五六五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六、五四六、四八〇、九二五円

一、配当することのできる金額

金一九三、七二〇、〇二五円

平成二十三年十二月九日

大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階　破産管財人　中川　泰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市広沢町五丁目一六〇三番地

一、最後の住所群馬県桐生市黒保根町下田沢三一〇四番地五　被相続人　亡　小室　友彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月九日

群馬県桐生市相生町一丁目五九七番地の一
パインコーンH号室、事務所群馬県桐生市東六丁目六番六四号
相続財産管理人　司法書士　川井　孝之

第26期決算公告

平成23年12月9日
秋田県秋田市川尻町字大川反170番92
秋田ゼロックス株式会社
代表取締役　関　昌威

貸借対照表の要旨（平成23年9月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	999,698
	固定資産	1,559,238
	合計	2,558,936
負債及び純資産の部	流動負債	766,445
	固定負債	736,000
	負債合計	1,056,491
	資本金	90,000
	資本剰余金	966,491
	利益準備金	(22,500)
	（その他利益剰余金）	(943,991)
	（うち当期純利益）	(91,259)
	合計	2,558,936